

平成 19 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

民事法（民法・商法）問題紙

B 日程

平成 19 年 2 月 25 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 5 ページである。

科 目 名	ペ ー ジ
民 法	1
商 法	2 ~ 5

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

A は、自己所有の甲土地を代金 2000 万円で B に売却し、代金の半額の支払いを受けた時点で B 名義の所有権移転登記を済ませたが、B より残代金の支払いがないために催告のうえ B との売買契約を解除した。

その後、B は、甲土地についての自己名義の登記が抹消されていない時点で甲土地を C に売却した。B C 間の売買契約では、代金完済と同時に登記名義を C に移転する約定であったが、C は、A B 間の売買契約が解除されていることを知っていたために自己名義の登記を急ぎ、代金の半額を支払う際に、甲土地の地目の変更のために必要だと称して登記申請に必要な書類等を預かり、B の意思に反して、B 名義の登記申請委任状を偽造して自己名義の所有権移転登記を済ませた。そのうえで、C は、事情を知らない D から 2000 万円を借受け、甲土地について D のために抵当権を設定し、その登記を済ませた。

設例における A D の法律関係を検討しなさい。

問題 2 (60 点)

賃貸借契約が、契約期間がまだ残っているのに当事者により解除 (告知) される可能性があるのは、いかなる原因ないし事情がある場合か。賃貸人から解除 (告知) する場合と賃借人から解除 (告知) する場合とに分けて説明しなさい。

なお、判例法によりその要件に修正が加えられている場合があるなら、いかなる点につき、いかなる内容の修正か、を指摘しなさい。

商 法

(各問 10 点計 80 点)

【答案作成上の注意事項】

各問題における 5 つの記述の正・誤を考えるに当たって、見解が分かれている場合には、最高裁判所の判例の立場によりなさい。また、その判例がない場合には、多数説の立場によりなさい。

問題 1 商行為に関する次の 1 ~ 5 の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 商法が規定する問屋は取次ぎを業とする者である。
- 2 商法が規定する媒介代理商は仲立ちを業とする者である。
- 3 商法が規定する運送取扱人は取次ぎを業とする者である。
- 4 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。
- 5 商法が規定する締約代理商は自己の名をもって取次行為をなす者である。

問題 2 株式会社（公開会社）の設立に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合わせは、下記の 1 ~ 5 のどれか。

- ア 会社の設立に際して、資本金の額は 1000 万円以上としなければならない。
- イ 原始定款は、公証人の認証を受けなければ効力が生じない。
- ウ 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の 3 分の 1 を下ることができない。
- エ 現物出資および財産引受けの目的財産について、定款に定めた価額の総額が 100 万円である場合においても、検査役による調査が必要である。
- オ 設立時募集株式の引受人が、設立時発行株式の株主となる権利を第三者に譲渡しても、その譲渡は成立後の会社に対抗することができない。

- 1 アウ 2 イエ 3 ウオ 4 イオ 5 アエ

問題3 取締役会設置会社の株式に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 株式の併合、株式の分割を行なう場合には、株主総会の決議が必要である。
- イ 単元株制度を採用する会社は、1単元を1万株とすることはできない。
- ウ 会社は、自己株式について、議決権を有しないが、剰余金配当請求権は有している。
- エ 子会社は、原則としてその親会社の株式を取得してはならないが、当該株式の譲渡人が善意の場合には、子会社は無効を主張することができない。
- オ A株式会社がB株式会社の議決権の総数の4分の1以上有している場合には、B社は、B社が有するA社の株式について、議決権を行使することができない。

1 アウ 2 イオ 3 エオ 4 アエ 5 イウ

問題4 Aは、請負人Bに請負工事の前渡金として確定日払の約束手形を振り出したが、Bの債務不履行を理由としてこの請負契約を解除した。Bは、この請負契約の解除を知らないCにこの手形を支払拒絶証書作成期間経過前に裏書交付した。次のア～オの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア Bがこの手形を満期日以後にCに裏書譲渡したのであれば、Aは、この手形振出の原因関係消滅の抗弁をCに対しても対抗することができる。
- イ BがCに対して負担する売買代金債務の支払のためにこの手形をCに裏書譲渡した場合において、Cの債務不履行によりBC間の売買契約も解除されたときは、Aは、この手形振出の原因関係消滅の抗弁をCに対しても対抗することができる。
- ウ Bがこの手形の手形金額を超えるCからの借入金の担保として「担保のため」と記載してCにこの手形を裏書交付した場合においては、Aは、この手形振出の原因関係消滅の抗弁をCに対しても対抗することができる。
- エ Bが取立委任のために「代理のため」と記載してCにこの手形を裏書交付した場合においては、Aは、この手形振出の原因関係消滅の抗弁をCに対しても対抗することができる。
- オ Bが取立委任のために通常の譲渡裏書をしてこの手形をCに交付した場合において、Aは、この手形振出の原因関係消滅の抗弁をCに対しても対抗することができる。

1 アウ 2 イエ 3 ウオ 4 アエ 5 イオ

問題5 取締役会設置会社における取締役の報酬に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 株主総会の決議によって、取締役たちに与える報酬の総額を定め、各取締役に対する配分額の決定については、取締役会に委ねることができる。
- イ 株主総会の決議を経ずに支払われた報酬については、事後的に株主総会の承認決議がなされても、当該報酬の支払は原則として無効である。
- ウ 退職慰労金については、必ずしも株主総会決議を経ることを要せず、取締役会でその金額等を決定することができる。
- エ いったん定められた取締役の報酬額については、当該取締役の同意がなければ、会社は任意に当該報酬額を変更して無報酬とすることはできない。
- オ 使用人兼務取締役の報酬については、使用人給与体系が確立しており、かつ使用人としての給与は別に支払う旨を明示すれば、取締役として受ける報酬に関する事項のみを株主総会で決議することができる。

1 アオ 2 イウ 3 ウエ 4 イオ 5 アエ

問題6 約束手形に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 振出日の記載のない確定日払手形によって支払呈示をしても、遡求権を保全することはできない。
- イ 無費用償還文句を記載した裏書人に対する遡求権を保全するためには、支払呈示を必要としない。
- ウ 手形に支払場所の記載のある場合、手形所持人は、支払呈示期間経過後においても、支払場所に手形を呈示して支払を求める必要がある。
- エ 手形所持人は、支払呈示に対する振出人の一部支払を拒むことができない。
- オ 振出人の手形債務が時効消滅している場合、手形所持人は裏書人に遡求することができない。

1 アイ 2 イウ 3 ウエ 4 エオ 5 アオ

問題7 名板貸（商法14条、会社法9条）に関する次の1～5の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 名板貸人が商人であるとき、名板借人の営業は、特段の事情がない限り、同種であることを要する。
- 2 売買契約解除による手付金返還債務は、当該取引によって生じた債務に含まれる。
- 3 AがBに自己の名称で営業することを許諾した場合において、BはAの名称で営業を営むことはしなかったが、BがAの名称で銀行と当座勘定取引契約を結び、その口座を利用してBの営業のためにA名義で手形を振り出したときは、Aは、A名義の手形が決済されてきた状況を確認した上で裏書譲渡を受けた者に対して、手形金の支払い義務を負わない。
- 4 交通事故その他の事実行為たる不法行為に起因して負担した賠償債務は、当該取引によって生じた債務に含まれない。
- 5 名板借人が取引行為の外形を持つ不法行為（詐欺的取引行為など）により負担することになった損害賠償債務も、当該取引によって生じた債務に含まれる。

問題8 監査役設置会社の監査役に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、下記の1～5のどれか。

- ア 監査役は、当該会社の使用人を兼ねることができないだけでなく、当該会社の子会社の使用人も兼ねることができない。
- イ 当該会社の取締役である者が株主総会において当該会社の監査役に選任され、その者が監査役に就任することを承諾したときは、取締役の地位を辞任したものとみなされる。
- ウ 弁護士の資格を有する監査役は、特定の訴訟事件につき会社から委任を受けてその訴訟代理人となることはできない。
- エ 監査役任期は、定款または株主総会決議で短縮することができる。
- オ 監査役解任は、株主総会の特別決議事項である。

- 1 アイ 2 ウエ 3 アオ 4 イエ 5 ウオ